

## 田原市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を改定するため、田原市都市計画マスタープラン改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査、検討等を行い、市長に提言するものとする。

- (1) 都市計画マスタープランの改定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民、各種団体等の代表者

### (オブザーバー)

第4条 委員会にオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、愛知県建設部都市計画課の職員のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員及びオブザーバーの任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランを改定する日までとする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (改定部会)

第8条 委員会にその所管事務に係る専門的事項を取りまとめるため、田原市都市計画マスタープラン改定部長会議（以下「改定部会」という。）を置く。

- 2 改定部会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。
- 3 改定部会に部会長を置き、部会長は、都市建設部長をもって充てる。

4 部会長は、改定部会の事務を掌理し、改定部会の検討の経過及び結果を委員長に報告する。

(幹事会)

第9条 改定部会にその専門的事項を調査研究させるため、田原市都市計画マスタープラン改定研究会（以下「研究会」という。）を置く。

2 研究会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 研究会に座長を置き、座長は、街づくり推進課長をもって充てる。

4 座長は、研究会の事務を掌理し、研究会の検討の経過及び結果を改定部会に報告する。

(関係者の出席)

第10条 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

別表第1（第8条関係）

職 名	
政策推進部長	都市建設部長
総務部長	水道部長
市民環境部長	渥美支所長
健康福祉部長	教育部長
産業振興部長	消防長

別表第2（第9条関係）

職 名	
政策推進課長	商工観光課長
経営企画課長	土木課長
	街づくり推進課長
環境政策課長	建築課長
高齢福祉課長	下水道課長
子育て支援課長	文化生涯学習課長
農政課長	防災対策課長